

令和6年4月16日

令和6年第4回

農業委員会総会議事録

[総 会]

岩国市農業委員会

岩国市農業委員会総会議事録

1 令和6年4月16日 10時00分 岩国市民文化会館 第一研修室において総会を招集した。

2 本日の総会に出席した委員は次のとおり

1番 小林 増次	2番 片山 剛	3番 松宮 榮昭
4番 隅 ふじ江	5番 藤中 京子	6番 小川 栄太郎
7番 上尾 家隆	8番 藤本 哲	9番 中尾 正浩
10番 黒崎 友美	11番 塚田 由美子	12番 原田 孝親
13番 林 聖文	14番 藤村 浩司	15番 刀祢明 薫
16番 森川 稔己	17番 清弘 進	18番 梅川 仁樹

3 本日の総会に欠席した委員
なし

4 本日の総会に出席した職員は次のとおり

局長 佐伯 史公	次長 後 詳子
由宇支所 河村 弘志	周東支所 木村 茂泰
周東支所 沖田 史典	美和支所 土屋 忠朗
錦支所 藤高 朝代	事務局 飴屋 陽子
事務局 木村 吉秀	

5 会長は、午前10時00分、委員総数18名の出席で本委員会が成立している旨を告げ開会を宣言した。

6 会長は、本日の議事録署名委員として、次の委員を指名した。

1番 小林 増次 2番 片山 剛

7 本日の総会の議事日程は次のとおり

議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第12号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

報告事項

1 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について

2 農地法第5条の規定による届出の受理について

3 農地法第18条第6項の規定による通知について

4 農地所有適格法人報告書の提出について

5 現況証明について

8 議 事

議 長

それではただ今より令和6年第4回農業委員会総会を開催いたします。
本日は、委員総数18名のうち、18名の出席で所定の出席委員がありますので、総会は成立いたしましたことを報告いたします。

次に、本日の議事録署名委員は、会議規則第19条第2項の規定により、1番 小林 増次委員 と2番 片山 剛委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

では「議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。1番を事務局より議案説明してください。

事 務 局

1番 岩国地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。

地目は、台帳・現況ともに畑。面積は、66㎡です。

申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の経営規模の拡大です。

農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。では担当の黒崎委員、追加説明をお願いします。

第 1 0 番

それでは追加説明をいたします。申請地は、岩国市小瀬出張所から北北東へ約400mの場所に位置している農地です。

譲渡人は遠方に居住しており耕作は困難なための農地を手放したいと考えていたところ、近隣に住む譲受人が見つかったため譲り渡すこととしたものです。

譲受人は申請地より徒歩4分の位置に居住しており、定年退職が近くなったことから余暇の楽しみに家庭菜園を作りたいとのことで、このたび新たに農地を取得して、季節の野菜を作付けする予定です。耕運機、草刈り機、軽トラックを1台ずつ保有しており、農機具は自宅の倉庫に保管しております。

3月27日に事務局職員と調査項目に従い現地調査を行いました。3条許可は適当と思われます。皆様ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、1番を許可することを決定します。

次に、2番を事務局より議案説明してください。

事 務 局

2番 岩国地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。

地目は、台帳・現況ともに畑。面積は、363㎡です。

申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の経営規模の拡大です。

農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。では担当の刀裨明委員、追加説明をお願いします。

第 1 5 番

それでは追加説明をいたします。申請地は、南河内出張所から西へ直線で約 1.1 km に位置する農地です。

譲渡人は高齢となり、耕作することが徐々に困難となっていたところ、譲受人から要望があり農業後継者もいないことから譲り渡すことにしたとのことです。

譲受人は農業経営規模の拡大を考えており、新たに購入した自宅に隣接する申請地を取得し野菜類を栽培するということです。

3月27日に事務局職員と一緒に調査項目に従い、現地調査を行いました。申請地はいつでも耕作できる状態となっておりました。譲受人は今後、地区内で別の農地の利用権設定による規模拡大を計画しており、徐々に販路の拡大を目指していくとのことで、農業経営意欲を持っており、近隣農地への影響もなく、3条許可は適当と思われます。皆様のご審議をよろしく願います。

議 長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、2番を許可することを決定します。

次に、3番を事務局より議案説明してください。

事 務 局

3番 周東地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。

地目は、台帳・現況ともに畑。面積は、142 m²です。

申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の新規就農です。

農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしています。担当の片山委員、追加説明をお願いします。

第 2 番

説明します。申請地は周東総合支所から南東へ約 1.2 km に位置します。

周辺は新興住宅地。譲渡人は県外に居住し、申請地は長期間、不作付地となっています。譲受人は現在1人で借家に居住していますが、平日頃からレモン等柑橘類を栽培したいと、また農地付きの住宅を探していたところちょうどいい物件が見つかったので取得するということです。

許可後は隣地の建物と同時に購入居住し、リフォーム後に親と住み、レモン等の柑橘類を栽培するとのこと。農業機械はレモン等柑橘類でありますので、草刈機で済むということ。す。

3月27日に支所担当者と現地確認いたしました。周辺農地への影響もなく、許可相当と思われます。皆様のご審議をよろしく願います。

議 長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、3番を許可することを決定します。

次に、4番を事務局より議案説明してください。

事 務 局

4番 錦地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳は田および畑、現況は畑。面積は、1,056㎡ほか4筆で合計1,533.40㎡です。申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の耕作不便です。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしています。担当の隅委員、追加説明をお願いします。

第 4 番

それでは追加説明をいたします。申請地は錦総合支所から北西へ約700mに位置している農用区域外の農地です。

譲渡人は父名義の土地を相続しましたが、遠方に居住しており、錦町に帰ることが困難なため長年耕作放棄していましたが、譲受人より娘夫婦への宅地移転譲渡の話があったので近隣の農地も譲受人に譲渡したいとのことでした。

譲受人は娘夫婦が家を新築したいということで、その話を譲渡人をお願いしたところ、近隣の農地も管理できず荒れ果てているのでその管理も併せて譲り受けてほしいとの要望があったため、農地を譲り受けることとしました。譲受後は、茶畑などを耕作するとの事です。

4月2日に支所担当職員と調査項目に従い、現地調査を行いました。3条許可は適当と思われま。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議 長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、4番を許可することを決定します。

次に「議案第11号農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。では、1番を事務局より議案説明してください。

事 務 局

1番 玖珂地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。

地目は、台帳・現況ともに畑。面積は、242㎡です。

申請人は記載のとおり。理由は、自己用住宅の建築です。

農地区分は、都市計画法で用途区域に指定された第3種農地です。農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また被害防除計画書も添付されております。では、担当の藤村委員追加説明をお願いします。

第 1 4 番

それでは説明いたします。申請地は玖珂支所 奏より北へ約400mに位置しております。

譲受人は新居建築をするための土地を検討していたところ、譲渡人から申し出があったためにこれを引き受けることにしたということです。

譲渡人は遠方に住んでおり、土地の維持管理ができないので、譲受人へ当該農地を譲り渡すことにしたということです。

4月5日に事務局職員と現地調査を行い、調査項目に従い調査いたしました。問題はなく、許可相当と思われま。皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

議 長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、1番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。次の案件につきましては、10番委員が行政書士として申請者の代理人となっておりますので10番委員は、一旦議場から退出してください。(10番委員 退出) それでは、2番を事務局より議案説明してください。

事 務 局

2番 周東地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。

地目は、台帳は田、現況は荒廃。面積は、95㎡ほか1筆で合計284㎡です。申請人は記載のとおり。転用目的は、自己用住宅の建築です。

農地区分は、都市計画法で用途区域に指定された第3種農地です。農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また被害防除計画書も添付されております。では、担当の片山委員追加説明をお願いします。

第 2 番

説明をします。申請地は、周東総合支所から南へ1.8kmに位置します。

譲渡人は市外に居住し、適正管理ができず休耕していたところ、譲受人から今住んでいるところが手狭になり、譲り受けたいとの申し出があり、話がまとまったものです。雨水は溜枡から道路側溝。汚水は公共下水道です。

4月4日、支所担当者と調査項目に従い調査いたしました。周辺農地への影響もないものと思われます。早期造成にかかる始末書も添付されており、許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議 長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、2番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。それでは、10番委員は入場してください。(10番委員 入場) 次に、3番を事務局より議案説明してください。

事 務 局

3番 周東地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。

地目は、台帳・現況ともに田。面積は、495㎡です。

申請人は記載のとおり。転用目的は、自己用住宅の建築です。

農地区分は、一団の農用地内に位置する第1種農地です。農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また被害防除計画書も添付されております。では、担当の藤中委員追加説明をお願いします。

第 5 番

追加説明をいたします。申請地は、周東総合支所より南東へ約1.3kmに位置する農地です。

譲受人は譲渡人の孫にあたり、現在借家に居住しておりますが、子供の成長に伴い自己用住宅建築を考えていました。祖父や両親の住まいにも近く、申請地以外に自己および親族の所有地で公道に面し、十分な広さを確保できる土地がないため今回の申請に至りました。公道と申請地の間には水路がありますが、車両乗り入れのための加工申請も提出されております。

4月4日に事務局と調査項目に従い現地調査を行いました。事業計画書、資金計画書、被害防除計画書、いずれも確認いたしました。周辺農地への影響もなく、5条許可は適当と思われます。皆様のご審議よろしく願ひいたします。

議 長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、3番を許可することとして、第1種農地の案件ですので、山口県農業会議の常設審議委員会に意見聴取することとします。

次に、4番を事務局より議案説明してください。

事 務 局

4番 周東地区

権利の種類は、使用貸借権の設定です。土地の所在・地番は記載のとおり。

地目は、台帳は田、現況は田及び荒廃。面積は、264㎡ほか1筆で、合計278㎡です。申請人は記載のとおり。転用目的は、自己用住宅の建築です。

農地区分は、一団の農用地内に位置する第1種農地です。農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。では、担当の片山委員、追加説明をお願いします。

第 2 番

説明をいたします。申請地は、周東総合支所から南東へ約1.4kmに位置します。

申請人の関係は祖父と孫の関係にあります。貸付人は申請地を近年休耕地としていて、このたび孫に自己用住宅を求められたため使用貸借により貸し付けることにしました。借受人は住環境に優れていることから求めたものです。雨水を溜枧から道路の側溝。汚水は公共下水道ということです。

4月4日に支所担当者と調査項目に従い、調査いたしました。周辺農地への影響もなく許可相当と判断しております。皆様のご審議よろしく願ひいたします。以上です。始末書ついております。

議 長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、4番を許可することとして、第1種農地の案件ですので、山口県農業会議の常設審議委員会に意見聴取することとします。

次に、5番を事務局より議案説明してください。

事 務 局

5番 周東地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。

地目は、台帳・現況ともに田。面積、は606㎡ほか1筆で合計1,329㎡で

す。申請人は記載のとおり。転用目的は太陽光発電設備の設置です。

農地区分は、都市計画法で用途区域に指定された第3種農地です。農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また被害防除計画書も添付されております。では、担当の藤中委員、追加説明をお願いします。

第 5 番

追加説明をいたします。申請地は、周東総合支所より北へ約360mに位置する農地です。

譲渡人は2名とも市外に居住し、農地の維持管理が困難なため、譲受人の募集に応募し、事業の提案を受け、応じることにしたものです。

譲受人は、山口・広島両県の休耕地で太陽光発電設備を導入する事業を展開しており、申請地は当事業を実施することに適した立地であり、今後も継続的な事業継続が見込まれるとのことでした。

4月4日、事務局と調査項目に従い現地調査を行いました。事業計画書、資金計画書、被害防除計画書、いずれも確認いたしました。周辺農地への影響もなく、5条許可は適当と思われます。皆様のご審議よろしく願いいたします。

第 3 番

はい。すいません

議 長

はいどうぞ

第 3 番

建ぺい率が非常に低いので、空き地が相当あるかと思いますがそれについて何か記載説明ございますか。

事 務 局

こちらは細長い狭小地部分があります。(現地写真を指差して) XXXXXXXXXX の北東部分がその(設置できない)狭小地です。近くに住宅とかがあるため、日照不足などが生じる恐れがあるので、狭小地には太陽光を設置しないために建ぺい率が若干下がっているということになっております。

第 1 8 番

南側に一体利用地があるけど、このあたりも住宅があるわけ？

事 務 局

写真で言ったらちょっと見えてない側になるのですが、奥側が北側になります。ほかはもう道路です。このあたりは元々宅地があったりしたので、場所的に土地形状があまりよろしくなかったため、そのまま残しても利用価値がないため細い土地も含めて今回取得されたということになってます。こちらの図面を見ていただくと、本当に奥に結構長いことがわかります。あと写真で見ると奥側なので見にくいのですが、長いです、意外と。

第 3 番

どちらにしても、そこは草刈りとかで管理するとか必要だと思います。

事 務 局

はい。管理はします。

議 長

その他ご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、5番を許可することとして、山口県農業会議の常設委員会資料提供することとします。

次に、6番を事務局より議案説明してください。

事 務 局

6番 周東地区

権利の種類は、所有権の移転。土地の所在・地番は記載のとおり。

地目は、台帳・現況ともに田。面積は、920 m²です。

申請人は記載のとおり。転用目的は、太陽光発電設備の設置です。

農地区分は、都市計画法で用途区域に指定された第3種農地です。農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。では、担当の藤中委員、追加説明をお願いします。

第 5 番

追加説明をいたします。申請地は、周東総合支所より北へ約340mに位置する農地です。

譲渡人は遠方に居住し、農地の維持管理が難しいため譲受人の会社の募集に応募し、今回の申請にいたったものです。

譲受人は山口県内と広島県内全域の多くの休耕地で太陽光発電設備を導入する事業を展開しております。申請地は当事業を実施することに適した立地であり、今後も永続的な事業継続が見込まれるとのこと。当該地に隣接する宅地建物があり、景観の点からは気になるところですが、説明了解済みということ。

4月4日事務局と調査項目に従い、現地調査を行いました。事業計画書、資金計画書、被害防除計画書をいずれも確認いたしました。周辺農地への影響もなく5条許可は適当と思われま。皆様のご審議よろしくお願いたします。

議 長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、6番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

次に、7番を事務局より議案説明してください。

事 務 局

7番 周東地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。

地目は、台帳現況ともに田。面積は、1,354 m²ほか1筆で合計1,763 m²です。申請人は記載のとおり。転用目的は、太陽光発電設備の設置です。

農地区分は、都市計画法で用途区域に指定された第3種農地です。農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。では担当の片山委員、追加説明をお願いします。

第 2 番

申請地は周東総合支所から北西約 290mに位置します。

譲渡人は高齢となり、以前から譲渡を希望しておりましたが、譲受人が太陽光発電事業を全国展開したいと。日当たりも良く、適地と判断し、求め、双方合意に至ったものです。雨水は溜枧から、農業用外の水路へ。汚水はありません。

4月4日、支所担当者と調査項目に従い調査いたしました。周辺農地への影響もないものと思われま。皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。

議 長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、7番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

次に、8番を事務局より議案説明してください。

事 務 局

8番 錦地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。

地目は、台帳・現況ともに畑。面積は、285㎡ほか1筆で合計691㎡です。

申請人は記載のとおり。転用目的は、自己用住宅の建築です。

農地区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また被害防除計画書も添付されております。では、担当の隅委員追加説明をお願いします。

第 4 番

申請地は、錦総合支所から北西に約700mの場所に位置している農地です。

申請地は耕作放棄地であり、二筆とも畑地で傾斜がある不整形地である。整地後は法面を設置するため、奥側への進入路がなくなり農地としての利用は難しい状態。また、市道側は市道が狹隘な湾曲した道であるため、敷地への進入路として利用する面積部分が多く農地としての利用は難しい。

譲渡人は譲受人の強い要望があった為譲り渡すこととしたものです。譲受人は現在、島根県鹿足群吉賀町で貸家住まいであるが、実家に近く、日当たりもよく下水も接続可能な申請地を転用して自己用住宅を新築したと申請に至ったものです。

4月2日に事務局職員と調査項目に従い、現地調査を行いました。資金計画書、事業計画書、被害防除計画書も確認しましたが周辺農地への影響もなく5条許可は適当と思われま。皆様のご審議よろしくお願いたします。

議 長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、8番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

続に「議案第12号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見につい

て」を上程します。

それでは、1番を事務局より議案説明してください。

事務局

1番 由宇地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも畑。

面積は、742 m²の内8 m²です。所有者は記載のとおり。

申請目的は、携帯基地局の設置です。農地区分は、2種農地です。

議長

ただいまの説明について何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議ありませんので1番を適格と認め市長に回答します。それでは、2番を事務局より議案説明してください。

事務局

2番 由宇地区

土地の所在・地番は記載のとおり。

地目は、台帳は田及び畑、現況は山林原野。

面積は、157 m²ほか2筆、合計3,256 m²です。所有者は記載のとおり。

申請目的は、非農地証明です。農地区分は、2種農地です。

議長

ただいまの説明について何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議ありませんので2番を適格と認め市長に回答します。次に、3番を事務局より議案説明してください。

事務局

3番由宇地区

土地の所在・地番は記載のとおり。

地目は、台帳畑及び田、現況山林原野。

面積は、742 m²ほか5筆、合計5,319 m²です。所有者は記載のとおり。

申請目的は、非農地証明です。農地区分は、2種農地です。

議長

ただいまの説明について何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議ありませんので3番を適格と認め市長に回答します。次に、4番を事務局より議案説明してください。

事務局

4番周東地区

土地の所在・地番は記載のとおり。

地目は、台帳田及び畑、現況山林原野。

面積は、459 m²ほか2筆、合計2,106 m²です。所有者は記載のとおり。

申請目的は、非農地証明です。農地区分は、2種農地です。

議長

ただいまの説明について何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議ありませんので4番を適格と認め市長に回答します。では、5番を事務局より議案説明してください。

事務局

5番周東地区

土地の所在・地番は記載のとおり。

地目は、台帳畑及び田、現況山林原野。

面積は、4,871 m²ほか3筆、合計6,548 m²です。

所有者は記載のとおり。申請目的は、非農地証明です。

農地区分は、2種農地です。

議長

ただいまの説明について何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議ありませんので5番を適格と認め市長に回答します。次に、6番を事務局より議案説明してください。

事務局

6番周東地区。

土地の所在・地番は記載のとおり。

地目は、台帳田、現況山林原野。面積は、76 m²です。

所有者は記載のとおり。申請目的は、非農地証明です。

農地区分は、2種農地です。

議長

ただいまの説明について何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議ありませんので6番を適格と認め市長に回答します。次に、7番を事務局より議案説明してください。

事務局

7番周東地区。

土地の所在・地番は記載のとおり。

地目は、台帳田、現況山林原野。面積は、2,230 m²です。

所有者は記載のとおり。申請目的は、非農地証明です。

農地区分は、2種農地です。

議長

ただいまの説明について何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議ありませんので7番を適格と認め市長に回答します。次に、8番を事務局より議案説明してください。

事務局

8番周東地区

土地の所在・地番は記載のとおり。

地目は、台帳畑、現況山林原野。面積は、66 m²です。

所有者は記載のとおり。申請目的は、非農地証明です。

農地区分は、2種農地です。

議 長

ただいまの説明について何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議ありませんので8番を適格と認め市長に回答します。次に、9番を事務局より議案説明してください。

事 務 局

9番周東地区。

土地の所在・地番は記載のとおり。

地目は、台帳畑、現況山林原野。面積は、383㎡です。

所有者は記載のとおり。申請目的は、非農地証明です。

農地区分は、2種農地です。

議 長

ただいまの説明について何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議ありませんので9番を適格と認め市長に回答します。次に、10番を事務局より議案説明してください。

事 務 局

10番周東地区

土地の所在・地番は記載のとおり。

地目は、台帳田、現況山林原野。面積は、890㎡です。

所有者は記載のとおり。申請目的は、非農地証明です。

農地区分は、2種農地です。

議 長

ただいまの説明について何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議ありませんので10番を適格と認め市長に回答します。次に11番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

11番周東地区

土地の所在・地番は記載のとおり。

地目は、台帳田及び畑、現況山林原野。

面積は、334㎡ほか4筆、合計2,010㎡です。

所有者は記載のとおり。申請目的は、非農地証明です。

農地区分は、2種農地です。

議 長

ただいまの説明について何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議ありませんので11番を適格と認め市長に回答します。次に、12番を事務局より議案説明してください。

事 務 局

12番周東地区

土地の所在・地番は記載のとおり。

地目は、台帳田、現況荒廃。面積は、1,259㎡のうち、336㎡です。

所有者は記載のとおり。申請目的は、治山ダムの設置です。

農地区分は、2種農地です。

議 長

ただいまの説明について何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議ありませんので12番を適格と認め市長に回答します。次に13番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

13番周東地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳田、現況荒廃。

面積は、7.56㎡ほか1筆、合計17.56㎡です。所有者は記載のとおり。

申請目的は、公衆用道路です。農地区分は、2種農地です。では、担当の清弘委員、追加説明をお願いします。

第 1 7 番

それでは追加説明をいたします。申請地は周東総合支所 日向より西に約2.1kmに位置する農地です。

申出地を変更する理由は当該地の北および西側に位置する農地への侵入路とするために申出者の父が分筆した土地、当時30年以前除外するべきでしたが、そのままの状況で現在に至っております。

この度この状況であることを知り、耕作をするにあたり営農の利便性の向上と安全性を考慮し、当該地を侵入路として利用するため、除外することといたしました。このことによって、無断転用に関しましては、始末書が提出されております。申出地は端部に位置しているため、農用地の集団性は保たれ、周辺農地の農業利用に支障はありません。

4月2日に支所担当職員と現地調査項目に従って調査いたしましたが、何ら問題はないと思います。ご審議よろしく願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、13番を適格と認め市長に回答します。次に、14番を事務局より議案説明してください。

事 務 局

14番 周東地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳・現況ともに田。

面積は、1,013㎡です。所有者は記載のとおり。

申請目的は、駐車場および資材置き場の設置です。

農地区分は、2種農地です。では、担当の林委員追加説明をお願いします。

第 1 3 番

周東総合支所より北西に2.43kmに位置しております。

当地は建設業を営んでいる事業者の隣接地でございます。資材置き場および従業員の駐車場を探しておりました。所有者は遠方であり耕作困難と思われれます。

4月2日支所担当者と現地確認調査をいたしました。その結果、総合的判

断としてよいであろうと思います。皆様ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございませんか。
(異議なし)

異議がありませんので、14番を適格と認め市長に回答します。

以上で審議事項を終わり、報告事項に移ります。

「報告第1号農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について」事務局より報告してください。

事 務 局

1番 玖珂地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は台帳、現況ともに畑。
面積は、275㎡の内、9.30㎡です。届出人は記載のとおり。
転用目的は、農業用倉庫の設置です。

以上1件の届出がありましたが、添付書類も含め完備しておりましたので、専決により書類を受理いたしました。

議 長

「報告第2号 農地法第5条の規定による届出の受理について」事務局より報告してください。

事 務 局

1番 岩国地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。
地目は、台帳・現況ともに畑。面積は、372㎡です。届出人は記載のとおり。
転用目的は、宅地造成です。農地区分は、市街化区域です。

ほか1件、合計2件の届出がありましたが、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

議 長

「報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について」事務局より報告してください。

事 務 局

1番 由宇地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は台帳、現況とも田。
面積は、1,039㎡ほか1筆、合計2,901㎡です。届出人は記載のとおり。
理由は、合意解約です。

ほか16件、合計17件の通知がありました。

議 長

「報告第4号 農地所有適格法人報告書の提出について」事務局より報告してください。

事 務 局

1番 周東地区

報告年月日は、令和6年3月18日。法人の住所・名称は記載のとおり。
事業年度は、1月1日から12月31日。法人形態は農事組合法人です。事業の種類・構成員数・業務執行役員数などは、要件を満たしております。

以上1件の提出がありました。

議 長

「報告第5号 現況証明について」はご高覧ください。
以上で、農地法関係の報告事項を終わります。そのほか伝達事項がありませんか。

事 務 局

事務局の方からすいません。お手元の方に意向調査に関する報告書をお配りしております。昨年度実施いたしました意向調査の概要版ということで、しばらくしたらホームページの方にも掲載する予定ですが先立ちまして委員の皆様にはご報告ということでお配りさせていただいております。また何かございましたら質問等言っていただければと思いますので、皆さんでご活用いただければと思います。以上です。

議 長

委員の皆様から何かございませんか。

それでは以上をもちまして本日の総会を終了いたしますけれども、本日午後は周東町の方に営農型太陽光発電設備の設置についてご相談が入っております。このことについて検討したいと思いますので、周東町の中曾根地区及び久宗地区の現況確認のため私と片山職務代理及び地区担当の清弘委員・事務局で行いたいと思います。

周東総合支所に、午後2時集合でよろしくをお願いします。

では次回の定例総会につきましてご報告いたします。次回は5月16日木曜日午前10時から岩国市民文化会館 第1研修室を予定しております。

繰り返します次回は5月16日木曜日の午前10時から当研修室の方を予定しております。よろしくをお願いします。

では、以上をもちまして本日の総会を終了いたします。どうもお疲れさまでした。

次回総会について

令和6年5月16日 木曜日 午前10時00分から岩国市民文化会館 第一研修室。

午後10時45分、すべての議事を終了し、会長が閉会を宣言した。

上記のとおり相違ないことを証明するため、会議の顛末を記し、署名する

会 長 梅川仁樹

署名委員 小林増次

署名委員 片山 剛